

平成 23 年 3 月に日本学生支援機構

第二種奨学金が満期になる方へ

第二種奨学金については、次の理由により卒業又は修了期が延びた場合で、在学学校長が特に必要と認めた場合は標準修業年限の終期に1年以内の範囲で貸与期間の延長を認めることがあります。

- ①留学による場合
- ②病気療養による場合
- ③ボランティア活動による場合

上記に該当し、かつ希望する方は平成22年11月30日(火) 17:00 までに、学生支援課に申し出て下さい。

平成22年10月13日

学生支援課